

日野自動車製エンジン搭載製品について

1. ラフテレーンクレーンの排出ガス性能に関するリコールのお知らせ
2. 日野自動車製エンジンの装置型式指定取消しに伴う弊社製品の対応について

1. ラフテレーンクレーンの排出ガス性能に関するリコールのお知らせ

このたび、日野自動車株式会社が開発・製造した平成 26 年ディーゼル特殊自動車排出ガス規制（4 次規制）対象エンジン「E13C-YS」を搭載する弊社 SL-850Rf、SL-750RfII および SL-850RfII において、経年変化により排出ガスの規制値を超過する可能性があることからリコール届出による改善措置を実施いたしますのでお知らせいたします。

1.1 改善措置の内容

対象となる製品に対しまして実施する改善措置は以下の通りです。

- ①エンジン制御プログラム書き換え
- ②尿素 S C R 触媒を定期交換部品へ追加

なお、本改善措置は暫定対策であり、日野自動車において恒久対策が確定した場合は改めて改善措置を実施する予定です。

<対象製品>

製品	SL-750RfII、SL-850Rf、SL-850RfII
台数	661 台
生産期間	2017 年 1 月～2022 年 6 月

詳細につきましては、下記のウェブサイトをご覧ください。

【リコール改善対策情報】：<https://www.kato-works.co.jp/recall/index.html>

1.2 お客様への対応

対象となる製品に対しましては、9 月 9 日にリコールを届出いたしました。今後は日野自動車と連携し、可及的速やかに必要な市場措置を実施してまいります。

これらの製品を現在ご使用いただいているお客様におかれましては、大変なご迷惑、ご心配をおかけすることとなり、深くお詫び申し上げます。

なお、ご注文をいただいているお客様の製品で対象となる場合には、必要な措置を実施した上で出荷いたします。

2. 日野自動車製エンジンの装置型式指定取消しに伴う弊社製品の対応について

9月22日に国土交通省より日野自動車株式会社に対して科された行政処分の中で、弊社 SL-850Rf、SL-750RfII および SL-850RfII に搭載する平成26年ディーゼル特殊自動車排出ガス規制(4次規制)対象エンジン「E13C-YS」が装置型式指定取消しとなりました。

この処分を受け、当該製品についての対応をお知らせいたします。

2.1 製品の販売について

SL-750RfII、SL-850RfII につきましては弊社が在庫しているエンジン（今回の装置型式指定取消しの効力が及ばないエンジン）分の受注が完了した時点で、販売を一時停止いたします。なお、在庫エンジンに対しましては、リコール(市場措置)と同様の対応をおこない出荷いたします。

販売再開につきましては、日野自動車によるエンジンの装置型式指定再取得後を予定しております。市場稼働機の恒久対策(恒久市場措置)・販売再開に向けた装置型式指定再取得の早期認可について、弊社も協力して対応してまいります。

2.2 ご使用中の当該製品につきまして

弊社在庫エンジン含め、ご使用中の弊社 SL-850Rf、SL-750RfII および SL-850RfII に搭載済エンジンにつきましては、今回の装置型式指定取消しの効力は及びません。これまでどおりご使用いただいて問題ございません。但し、今後リコールによる改修を実施させていただきます。

これらの製品を現在ご使用いただいているお客様におかれましては、大変なご迷惑、ご心配をおかけすることとなり、深くお詫び申し上げます。

リコールの詳細につきましては、下記のウェブサイトをご覧ください。

【リコール改善対策情報】：<https://www.kato-works.co.jp/recall/index.html>